

**平成 27 年度京都府 BEMS 導入支援事業補助金
補助対象 BEMS 提供事業者公募要領**

1 趣 旨

京都府から補助を受けて一般社団法人京都スマートエネルギーイニシアチブ（以下「KISE」という。）が実施する京都府 BEMS 導入支援事業補助金の交付対象とする BEMS（以下「補助対象 BEMS」という。）を提供する事業者（以下「補助対象 BEMS 提供事業者」という。）を公募する。（京都府 BEMS 導入支援事業補助金の内容については、京都府 BEMS 導入支援事業補助金交付要領を参照のこと。）

2 補助対象 BEMS 提供事業者の要件

(1) 補助対象 BEMS の提供が可能であること

下表に掲げる機能要件を満たす BEMS を提供できること。

なお、これらは全て事業所に導入するシステムに係る機能要件であり、クラウド型システムの場合におけるセンターシステムの機能要件については指定しない。

区分：○は必須、その他は任意

番号	区分	項 目		機 能	
1	○	エネルギーの計測と見える化	電力	電力消費量	事業所全体の電力消費量を計測できること。
2	○			主たる電力負荷設備の電力消費量を計測できること。	
3				発電量・売電量	太陽光発電、燃料電池等の発電設備を有する場合、機器ごとの発電量及び売電量を計測できること。（他社の発電設備である場合等、計測できない場合を除く）
4				蓄電量・放電量	蓄電設備を有する場合、蓄電量及び放電量を計測できること。（非常用等、計測する必要性がない場合を除く）
5	○			計測間隔	事業所全体の 30 分以内の積算電力消費量を計測できること。
6	○			見える化	事業所全体の 30 分以内の積算電力消費量を表示できること。
7		電力以外（ガス、重油等）	エネルギー消費量	事業所全体のエネルギー（電力除く）消費量を計測できること。	
8				主たるエネルギー（電力除く）負荷設備のエネルギー（電力除く）消費量を計測できること。	
9				見える化	事業所全体の積算エネルギー（電力除く）消費量を表示できること。
10		全体	見える化	事業所全体のエネルギー（電力含む）消費量を原油換算値(kl)で表示できること。	
11		接続機器の制御	ローカル制御(※)	省エネやピーク対策のために、各機器を自動制御できること。	
12			遠隔制御(※)	地域電力のひっ迫時等に、事業所から離れた場所から制御できること。（機器直接制	

				御でもデマンド目標値変更による間接制御でも可)
13			発電、蓄電設備(※)	発電、蓄電設備を有する場合、事業所及び事業所から離れた場所から稼働状態を変更できること。
14	○	デマンドの管理	デマンド警報	事業所全体の 30 分積算電力量の目標値の設定ができ、設定された目標値を超える可能性が高い場合には、メール等で警報を発することができること。
15			デマンドピークの制御(※)	上記の場合に、電力消費量を自動制御できること。
16			デマンドレスポンス	補助対象BEMS提供事業者が電力会社等から要請を受けた場合、補助対象BEMS提供事業者のセンターシステムと連携して事業所から離れた場所からも電力使用量を抑制できること。

※ 制御履歴を保存できるようにすること。

(2) 補助事業者の電力使用状況の報告代行が可能であること

補助対象BEMS提供事業者は、自社の補助対象BEMSを導入した補助事業者の電力の使用状況を、当該補助事業者に代わってKISEに報告すること。

なお、本報告については、協力会社等に行わせることも可とする。(本報告を行う補助対象BEMS提供事業者の協力会社等を「定期報告協力事業者」という。)

報告の要領は、下表のとおりとする。

項 目		内 容
報告事項		補助対象BEMSを導入した事業所の電力消費量 (全体のみで可。空調、照明等の内訳は不要)
区分		運用開始月により、以下の各グループ分けを行います。 Aグループ：運用開始月が平成27年8月までの場合 Bグループ：運用開始月が平成27年9月以降の場合
提出時期	第1回報告 Aグループ 平成27年10月 Bグループ 平成28年4月	①補助対象BEMS運用開始月を最終月とする13ヶ月分の電力消費量が分かる資料(電気代請求書等) [例]平成27年8月15日運用開始の場合 →平成26年8月～平成27年8月の月別の電力消費量がわかる資料を提出 ②補助対象BEMS運用開始時月より次の電力消費量データ(粒度は30分単位で、補助対象BEMSから抽出したもの。③、④も同様) Aグループ：平成27年9月まで Bグループ：平成28年3月まで
	第2回報告 Aグループ 平成28年4月 Bグループ 平成28年10月	③次の期間の電力消費量データ Aグループ：平成27年10月～平成28年3月まで Bグループ：平成28年4月～平成28年9月まで
	第3回報告 Aグループ 平成28年10月 Bグループ 平成29年4月	④次の期間の電力消費量データ Aグループ：平成28年4月～平成28年9月まで Bグループ：平成28年10月～平成29年3月まで

データフォーマット	<p>②～④のデータフォーマットは次のとおりとする。 例：平成28年2月15日から平成28年3月31日まで</p> <table border="1" data-bbox="799 241 1302 600"> <thead> <tr> <th>日時</th> <th>電力消費量(kWh)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>201602150030</td> <td>55.0</td> </tr> <tr> <td>201602150100</td> <td>87.0</td> </tr> <tr> <td>201602150130</td> <td>123.0</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> </tr> <tr> <td>201603312300</td> <td>288.0</td> </tr> <tr> <td>201603312330</td> <td>196.0</td> </tr> <tr> <td>201604010000</td> <td>80.0</td> </tr> </tbody> </table>	日時	電力消費量(kWh)	201602150030	55.0	201602150100	87.0	201602150130	123.0	⋮	⋮	201603312300	288.0	201603312330	196.0	201604010000	80.0
日時	電力消費量(kWh)																
201602150030	55.0																
201602150100	87.0																
201602150130	123.0																
⋮	⋮																
201603312300	288.0																
201603312330	196.0																
201604010000	80.0																
データ提出方法	<p>①のデータは、補助事業者から電気代請求書写し等入手し、PDF化してK I S Eに送信 ②～③のデータは、K I S Eのホームページからアップロード（補助対象B E M S提供事業者が他の方法を希望する場合は、個別に相談に応じる。）</p>																

※詳細は補助対象B E M S提供事業者決定後に、当該事業者伝える。

3 補助対象B E M S提供事業者等の欠格事項

次のいずれかに該当する者は、補助対象B E M S提供事業者及び定期報告協力事業者にならないものとする。

- (1) 京都府税を滞納している者
- (2) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者
- (3) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (5) 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (7) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(2)から(6)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者
- (8) (2)から(6)までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合((7)の場合を除く。)に、K I S E理事長が当該契約の解除を求めたにも関わらず、これに従わない者

4 応募方法

(1) 申請書等の入手方法

K I S Eのホームページ(http://kise.kyoto.jp/?page_id=2)から申請書等の様式をダウンロードし、必要事項を記入してK I S Eに提出すること。

(2) 提出書類

番号	書類	注意事項
1	平成 27 年度京都府 B E M S 導入支援事業補助金補助対象 B E M S 提供事業者登録申請書 (様式第 1 号)	
2	B E M S 提供事業者概要書 (様式第 2 号)	
3	定期報告協力事業者概要書 (様式第 3 号)	・ 定期報告協力事業者を使用する場合のみ
4	B E M S 概要書 (様式第 4 号)	
5	事業者登記簿謄本	
6	会社概要	
7	決算報告書	・ 直近の会計年度のもの
8	カタログ類	・ B E M S のシステム概要、構成する製品の性能、価格等がわかる書類

ただし、平成 26 年度事業において補助対象 B E M S 提供事業者として登録を受けたものについては、登録内容に変更がない場合に限り、提出書類番号 2 ～ 8 の提出を省略することができる。

(3) 公募期間

一次募集 平成 27 年 4 月 27 日 (月) ～平成 27 年 4 月 30 日 (木)

二次募集 平成 27 年 5 月 1 日 (金) ～平成 27 年 5 月 29 日 (金)

5 選定方法

K I S E は、有識者の意見も聴いた上で、申請内容が要件を満たしているかを審査し、補助対象 B E M S 提供事業者を選定する。

なお、審査の際に必要ながあれば、申請者に対し対面又は電話によりヒアリングを行うことがある。

6 申請書提出・問い合わせ先

〒600-8085

京都市下京区葛籠屋町 5 1 5 - 1

一般社団法人京都スマートエネルギーイニシアチブ

電話：075-708-8061

(受付時間：平日 10:00～12:00 13:00～17:00)

メール：kise@kise.kyoto.jp